

伝染性の病気の場合の登園について

幼稚園においては、お子さんが伝染性の病気にかかった場合、学校保健安全法により、周囲の子どもたちへうつすおそれがある期間は登園停止となっています。

必ず医師の診断及び治療を受けられ、下記の「出席許可書」をいただいてから登園させていただきます。なお、出席停止になった期間は、欠席とはなりません。

* 病(医)院によっては、下記「出席許可書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますので、ご了承ください。

<p>出席停止になります。 出席許可書が必要です。 出席許可書は幼稚園にもあります。</p>	<p>法定伝染病（赤痢 腸チフス ジフテリア 日本脳炎） みずぼうそう（水痘）・おたふく風邪（流行性耳下腺炎） インフルエンザ・はしか（麻疹）・三日はしか（風疹） 腸管出血性大腸菌感染症・溶連菌感染症・百日咳 流行性嘔吐下痢症（ロタウィルス・ノロウィルス） 咽頭結膜炎（プール熱）・アデノウィルス感染症 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・マイコプラズマ肺炎 結核・髄膜炎菌性髄膜炎・感染性胃腸炎・RSウィルス感染症</p>
---	---

尚、次の病気については、出席停止になりませんので、許可証はいりません。しかし、医師より「登園して良い」旨の指示を受けてからの登園となります。

ヘルパンギーナ・手足口症・リンゴ病・とびひ・突発性発疹

キリトリ

出席許可書

曾野木まるみ幼稚園 _____ 組氏名 _____ さん

病名 _____ 診断年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の病気は、他の幼児にうつるおそれがないと認められますので、

_____ 月 _____ 日 より 出席してさしつかえありません。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名または
医師名 _____